

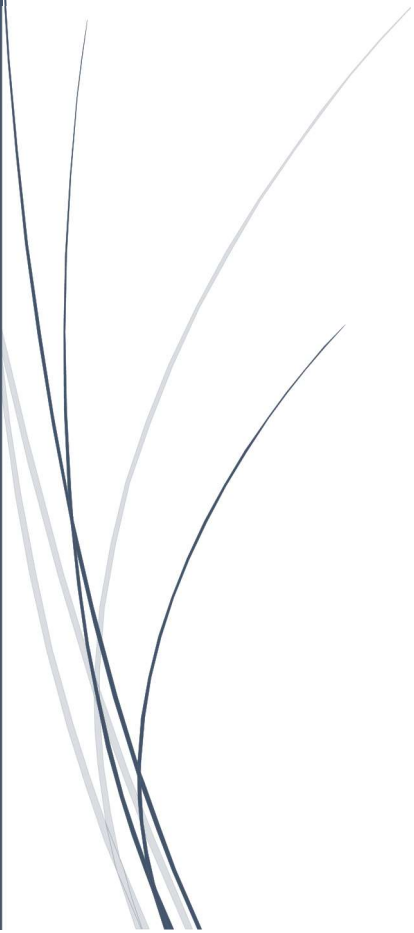


桑折町

デジタル・トランスフォーメーション
(D X) 推進計画

「デジタル社会の実現により、便利で豊かなまちを目指して」

令和4年4月



目 次

I	はじめに	2
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
II	取り巻く現状	4
1	I C Tの利用動向について	4
2	桑折町の現状	7
3	国が示す自治体D Xと桑折町の現状について	8
III	桑折町が目指すD X	13
1	基本的な考え方	13
2	桑折町D X推進計画体系図	15
IV	施策の展開	16
1	【基本方針1 安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現】	16
2	【基本方針2 町民みんなが参加できるデジタル社会の実現】	18
3	【基本方針3 スマート自治体の実現】	19
V	推進体制	22
1	推進体制	22
2	D X施策の展開	22
VI	用語集	23

I はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

近年のICT※の急速な進化は、スマートフォンの普及とともに、SNS※などの多種多様なサービスとして展開され、国民生活に深く浸透しており、日常生活にも大きく影響を及ぼしています。

また、新型コロナウイルス感染症により、私たちは生活の中で「密」を避けることや人との接触を回避するための行動、働き方などの変容を強いられることとなりました。その結果、テレワーク※、リモート授業、オンライン会議、キャッシュレス※決済など社会経済活動の中でデジタル技術を使った「新しい生活様式」の構築が不可欠となっています。

加えて、国は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として行われた特別定額給付金の給付事務の混乱により、行政手続のオンライン化の遅れや地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針※」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）において、デジタル庁の設置や目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、基本方針を踏まえ改定した「デジタル・ガバメント※実行計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画※」（令和2（2020）年12月25日総務省）を策定し、自治体のデジタル・トランスフォーメーションを推進しています。

これを受け、福島県においても国の動きを踏まえてデジタル技術の向上やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出するため、令和3（2021）年9月に「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」を定めました。

このような社会の変化と国、県の動きを踏まえ、本町においてもデジタル社会の実現に向けて目指すべき姿と進むべき方向性を明らかにするため、「桑折町デジタル・トランスフォーメーション（DX※）推進計画」（以下、「桑折町DX推進計画」）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけ及び国の各種計画など並びに桑折町総合計画との関係性は次のとおりといたします。

- ①官民データ活用推進基本法※第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」
- ②「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」「デジタル・ガバメント実行計画」が示す方針を踏まえた本町が実現すべきデジタル化の方針を示す計画
- ③総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す取

組事項について、本町が具体化するための計画

- ④本町の「桑折町総合計画（献上桃の郷こおり未来躍動プラン）」に掲げるデジタル化の推進及び町の将来像の実現を推進するための計画

3 計画の期間

計画の対象期間は、令和4（2022）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの4年間とします。

Ⅱ 取り巻く現状

1 ICTの利用動向について

① インターネットの普及

インターネットの普及率は令和元（2019）年時点で 89.8%となっており（図 1）、現代社会において不可欠なインフラとなっています。

年齢階層別のインターネットの利用率からもその伸びは明らかであり（図 2）、13 歳～69 歳までの各階層の利用率が 9 割を超えています。

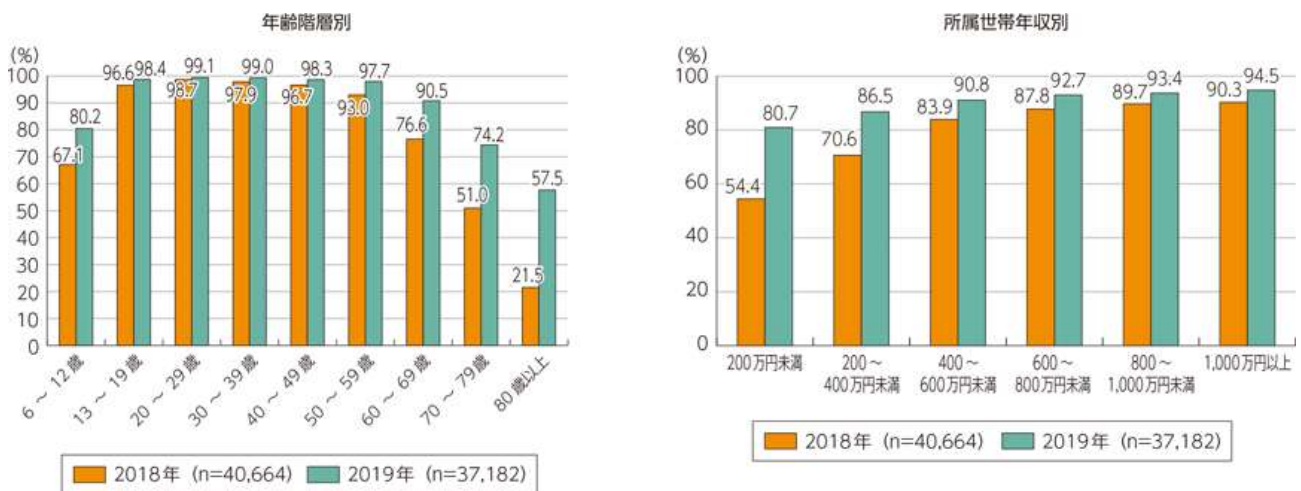
また、利用が定着していなかった 60 代以上の利用についても、近年大きく上昇していることが明らかになっています。

図 1 インターネット利用率の推移



（出展：総務省「通信利用動向調査」）

図 2 属性別インターネット利用率

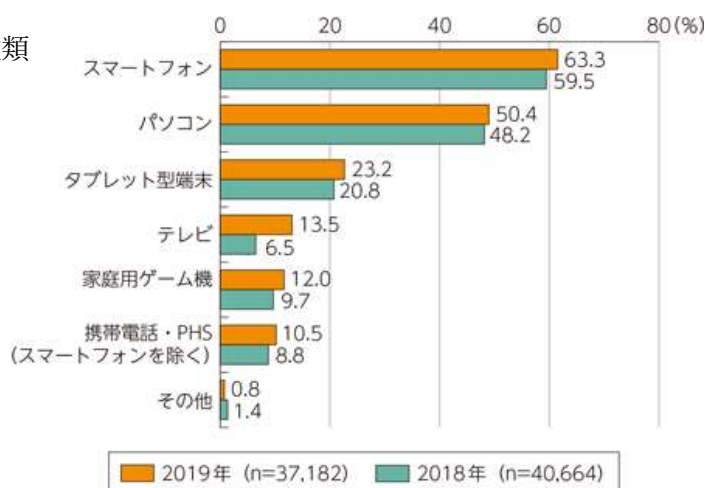


（出展：総務省「通信利用動向調査」）

② スマートフォンなどの利用の増加

インターネットの端末別利用率は、スマートフォンが 63.3%でパソコンの 50.4%を上回っています(図 3)。特にスマートフォンは全年代で見ても年々利用率が増加しており、60 代でも 77.2% (令和元 (2019) 年) が所持しています(図 4)。常に持ち歩くことのできる利便性の高さから、パソコンを使ったインターネットよりも浸透が進んでいるものと考えられます。

図 3 インターネット利用端末の種類



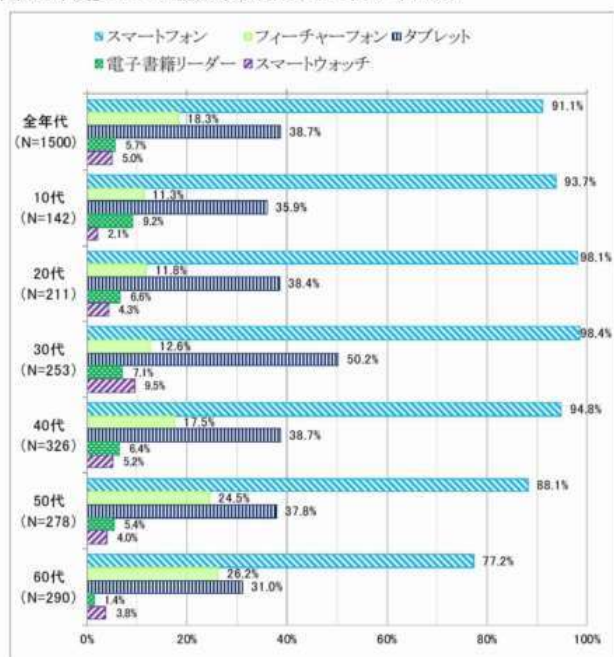
※当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことのある人の比率

※テレビの2018年の数値は、「インターネットに接続できるテレビ」のもの

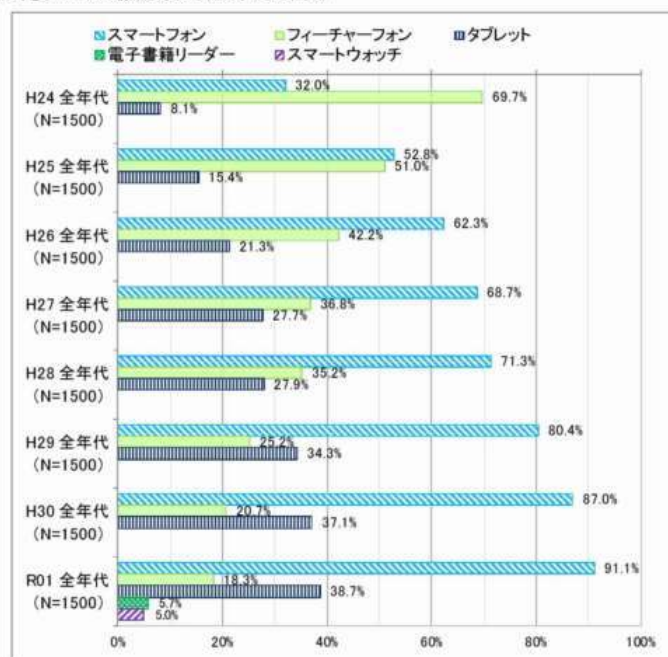
(出展：総務省「通信利用動向調査」)

図 4 モバイル機器 (スマートフォン、フィーチャーフォン)、タブレット等の利用率

【令和元年度】モバイル機器等の利用率(全年代・年代別)



【経年】モバイル機器等の利用率(全年代)



※フィーチャーフォン:ここでは携帯電話のうち、スマートフォンを除き、PHSを含むもの。

出展：総務省「令和元年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書概要」https://www.soumu.go.jp/main_content/000708015.pdf

③ ICTの進展

近年、ICTはより進化し、インターネット利用の増大とIoT^{*}の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークに繋がることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらのデータを分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用する社会（Society 5.0^{*}）では、今までにない新たな価値が生み出されるとともに、これまで人が行っていた作業の代行や支援をAI^{*}、ロボットなどが行うことにより、社会課題や困難を克服できるようになるとされています。

図5 Society 5.0 で実現する社会



(出展：内閣府)

2 桑折町の現状

① 人口減少・少子高齢化

国の「自治体戦略 2040 構想研究会※」（以下、「自治体戦略 2040」という。）の報告書によると、令和 22（2040）年に日本の高齢者人口はピークを迎えると想定されています。

本町においても国の現状と同様、人口減少及び少子高齢化は深刻な状況にあります。本町の人口は、昭和 60（1985）年以降減少が加速し、平成 27（2015）年には 12,271 人となっています。総世帯数は、昭和 40（1965）年では約 3,000 世帯でしたが、増加傾向が継続し、平成 27（2015）年には 4,276 世帯となっており、これは核家族の進行による影響と思われます。

また、自然動態と社会動態の両面から人口減少が進み、このままの状態で推移すると令和 42（2060）年には、人口が 6,000 人を下回ると推計されます。

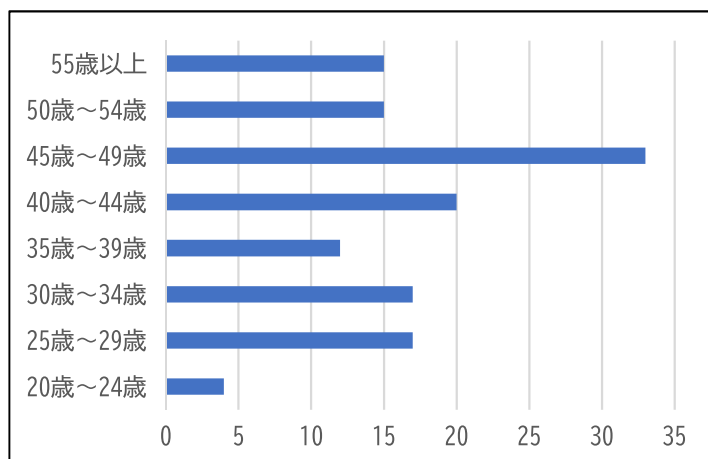
極度に人口が減少した場合、主要産業である農業や製造業の縮退など経済規模が縮小するほか、商業などの各種民間サービス、行政サービスの低下、医療費や社会保障費など住民負担の増大、人と人のつながりの希薄化やコミュニティの衰退が懸念されます。

② スマート自治体への転換

自治体行政においても労働力の絶対的な不足は避けられません。「自治体戦略 2040」においては、新たな自治体行政の在り方として、A I や R P A※を活用し、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できる仕組みを備えた「スマート自治体」が示されており、人口減少・少子高齢化に伴う多様な行政ニーズに対応できるよう行政サービスの変革が求められています。

本町の職員数は、平成 16（2004）年の 149 人から令和 3（2021）年に 134 人（任期付職員含む）へと減少しています。さらに、図 6 のとおり、世代間構成としては 45 歳以上が約半数を占めており、今後、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、A I ・R P A などの I C T を活用して、効率化、省力化を図り、企画立案など「職員」でなければならない業務に注力できる「スマート自治体」への転換を図っていく必要があります。

図 6 桑折町職員の年齢別職員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）



3 国が示す自治体D Xと桑折町の現状について

総務省は「自治体D X推進計画」を踏まえた「自治体D X推進手順書」において、地方自治体が取り組むべき事項として次の11の事項を示しました。

【重要取組事項】

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のA I・R P Aの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体D Xの取組みとあわせて取り組むべき事項】

- (7) 地域社会のデジタル化
- (8) デジタルデバイド対策

【その他】

- (9) B P R※の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (10) オープンデータ※の推進
- (11) 官民データ活用推進計画策定の推進

これらの事項における、本町を取り巻く現状などは、次のとおりです。

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化の取組方針として、「自治体は、目標時期を令和7

（2025）年度とし、「ガバメントクラウド（G o v - C l o u d）」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系の対象業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を始める必要があります。情報システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要すると考えられるため、各自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。」とされています。

本町においても、各システムの標準仕様にかかる国の動向を注視しつつ、現行のシステムの調査や業務の見直しを実施し、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めていく必要があります。

（２）マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの普及促進について、国は令和４（2022）年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有している状況を目指しています。

本町においては、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、「交付時来庁方式」及び「申請時来庁方式」に対応しながら、休日窓口開庁などにより、マイナンバーカードの円滑な交付体制の充実を図るとともに、マイナンバーカード申請者への商品券配布などの施策を展開して、カードの普及促進に取り組んでいます。

なお、国が公表している令和４（2022）年２月１日時点の本町のマイナンバーカードの交付枚数は6,826枚で、人口に対する交付率は、59.0%となっており、全国における交付率41.8%を上回っていますが、今後のさらなる普及と利活用の拡大を目指し、国の目標年次である令和４（2022）年度末までに、ほとんどの町民がマイナンバーカードを保有している状況の達成を目指し、普及促進を図っていきます。

（３）自治体の行政手続のオンライン化

国が普及を進めるマイナンバーカードは、オンラインで確実、かつ、安全に本人確認ができ、拡張性と利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

本町においては、マイナンバーカードを用いてマイナポータルから行うオンライン手続の業務登録が現時点ですべて未登録となっています。

オンライン申請環境が整理されれば、平日に仕事をしている方や子育て、介護をしている方など、窓口に来ることが困難な方の利便性向上につながるため、オンライン申請の対応を進め、窓口に来なくても行政サービスが受けられる窓口の実現が求められています。

また、国が「優先的にオンライン化を推進すべき」としている子育て・保育関係（15手続）、介護関係（11手続）、被災者支援関係（1手続）の27手続については、マイナポータルの活用も含め、オンライン化を推進する必要があります。

（４）自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用推進

総務省が開催した「自治体戦略2040」の第二次報告では、若年労働力の減少により、「自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない」と問題提起されています。そして、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、ＡＩ・ＲＰＡなどといった業務の自動化・省力化につながる破壊的技術（Disruptive Technologies）を積極的に活用し、ＡＩ・ＲＰＡが処理できる事務作業はすべてＡＩ・

R P Aによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスの提供など、「職員」でなければならない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があると提言されています。

さらに、A I・R P Aについては、デジタル・ガバメント実行計画において、「業務改革を前提とした業務の手法の一つ」としての活用に向けた検討が重要であり、「活用にあたっては、業務プロセスを定型化して処理手順を定義することが必要」とされています。

また、「国民・企業等に関わりが深い分野を中心に、A I・R P A等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する」とされているなど、継続的なサービス・業務改革の一環として積極的な活用が期待されています。

本町においては、令和4（2022）年3月からA Iを活用した議事録作成システムを導入し、業務効率化を図っています。今後も、国が作成するA I・R P A導入ガイドブックなどを参考にA I・R P Aの導入、活用が求められます。

（５）テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様な働き方を実現できる切り札となるものです。

国では、テレワーク推進の必要性として、大きく次の3点の理由を挙げ、テレワーク環境（在宅勤務、サテライトオフィス※勤務、モバイルワーク※）の早急な整備を求めています。

- ①多様な働き方の実現に向けて、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができる「働き方改革」の切り札であること。
- ②従来の紙資料を基本とした業務から、資料の電子化や決裁の電子化など、ペーパーレス化※を推進することにより、業務効率化が図られ、行政サービスの向上にも効果が見込まれること。
- ③災害発生やパンデミック※などの緊急事態発生時における行政機能の維持のための有効な手段であり、優先業務を円滑に遂行できること。

これらを踏まえ、本町でも令和4（2022）年度にテレワーク環境の導入に向けて取り組みを進めていく必要があります。

また、テレワークの推進にあたっては、庁内システムの電子決裁機能、ファイル管理サーバなど、テレワーク特有の整備が必要です。

さらに、自然災害や感染症拡大など不測の事態などへの対応として有効なサテライトオフィス環境の整備及びペーパーレス化の実現に向け、庁舎執務スペースなどの無線LAN※の整備が有効な手段となることから、導入の検討を並行して行い、多様な勤務形態に対応したデジタル化を推進していく必要があります。

（６）セキュリティ対策の徹底

本町が管理保有する情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。こうした情報を様々な脅威から防御することは、町民の生命、財産、プライバシーなどの安全と安定的な行政運営に必要不可欠です。また、電子自治体の構築には、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本町では情報セキュリティポリシー※を定めておりますが、本町が保有する情報資産の機密性（権限のない者への情報資産の提供を防止すること。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊などによる被害を防止すること。）、可用性（権限のある者に情報資産を利用させること。）を維持するため、国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、随時、情報セキュリティポリシーの見直しを行いつつ、研修などを通じて職員の情報リテラシー向上を図り、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む必要があります。

（７）地域社会のデジタル化

住民サービスの質を落とさずに新しい行政運営に移行するためには、地域社会のデジタル化は、避けては通れない課題となっています。教育、子育て、防災、観光、農業などあらゆる多分野において、ＡＩやＩｏＴの導入・活用による様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されており、第５世代移动通信システム（５Ｇ）※をはじめとした最新技術の動向を注視しながら、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を検討し、推進する必要があります。

（８）デジタルデバйд対策

図２にある総務省の「通信利用動向調査」では、70歳以上の年齢層は70歳未満の年齢層に比べ、インターネット利用率が低い状況にあります。本町ではこれまで生涯学習事業としてスマートフォンに不慣れなシニア向けのタブレット講座など実施し、情報格差是正に取り組んでいます。

デジタル技術の利活用により、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、環境整備の取組みやデジタル活用支援施策をより充実させる必要があります。

（９）ＢＰＲの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

高齢化社会の進展と生産年齢人口の減少などに伴い、税収の増加が見込めない状況になりつつある一方で、扶助費など社会保障関連経費の増加が見込まれています。

経営資源（ヒト・モノ・カネ）が限られる中で、これまで以上に高まる行政需要に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新たな生活様式への対

応に向けた業務フローのデジタル化による業務効率化（書面・押印・対面）の抜本的な見直しが急務となっています。

押印の見直しにあたっては、内閣府より発出された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を踏まえ、令和３年８月に「桑折町押印の省略に関する規則」を制定するなど取組みを着実に進めております。

今後、国による書面・対面規制についてもマニュアルの作成が予定されていることから、これらを踏まえた対応も継続して進めていく必要があります。

（１０）オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、「地方公共団体は、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずる。」とされており、「オープンデータ」として町民、地域、企業が共用できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができる環境の構築が求められています。

モバイル端末、SNSなどの普及を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値の創出が期待されている中、本町においても行政サービスの質の向上を図るため、紙などに保存されている行政情報のデジタル化を進め、蓄積・共有・分析などデータを利活用できる取り組みが求められます。

（１１）官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法において、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務、市町村には、同計画の策定の努力義務が定められ、地方公共団体の官民データ活用推進計画をデジタル・ガバメント構築の総合的な戦略として位置付けることとされています。

本町においては、効果的な政策立案や町民サービスの向上などを実現するために、町が保有するデータや民間が保有するデータを部局・分野横断的に活用するなど、データの利活用の手段について、職員の理解促進や意識向上を図り、分析基盤の導入なども含め、調査・研究を進める必要があります。

Ⅲ 桑折町が目指すDX

本町のデジタル化の現状を踏まえ、今後、紙などで管理しているアナログデータのデジタルデータ化（デジタルイゼーション）を図り、そのデータを利用し、業務の流れをデジタル化して、業務全体を効率化すること（デジタルイゼーション）を進めることで、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DXという。」）へと進化していく必要があります。

DXの推進にあたっては、まず、スマート自治体への転換に向けた、庁内業務のデジタル化を進める必要があります。自治体におけるDX推進の意義については、国が「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」にて示した「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」であることから、本町の基本理念を次のように定め、その実現に向け取り組みを推進します。

なお、本計画の実現に向けては、町の財政状況を勘案しながら取り組みを進めることとします。

1 基本的な考え方

(1)基本理念・・・DXの推進により町が目指すべき姿の実現に向けた基本的な考え方を示すものです。

この基本理念のもと、デジタル技術を活用し、地域や住民の生活の質を高める行政サービスへの転換、地域振興を目指します。

基本理念 「デジタル社会の形成により、みんなが豊かさを実感できる、
活力に満ちたまち」

○情報通信技術を効果的に活用し、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会の形成を目指します。

○町民みんなが利便性の向上を実感して元気に活躍できる「みんなが豊かさを実感できる、活力に満ちたまち」を目指します。

(2)基本方針・・・基本理念を実現するための方針

基本方針1 安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現

→深刻化する社会問題や防災・災害に対応するとともに、「新しい生活様式」に対応し、より安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現に向けた取り組みを進めます。

基本方針2 町民みんなが参加できるデジタル社会の実現

→本町の将来像である「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」

を実現し、「誰一人 取り残さない」、町民みんながデジタルを快適に活用できるデジタル社会を目指す取組みを進めます。

基本方針3 スマート自治体の実現

→基本方針1及び基本方針2を支えるため、デジタル技術を活用しスマート自治体の実現に向けた取組みを進めるとともに、デジタル技術を十分に活用できるよう職員の人材育成も進めます。

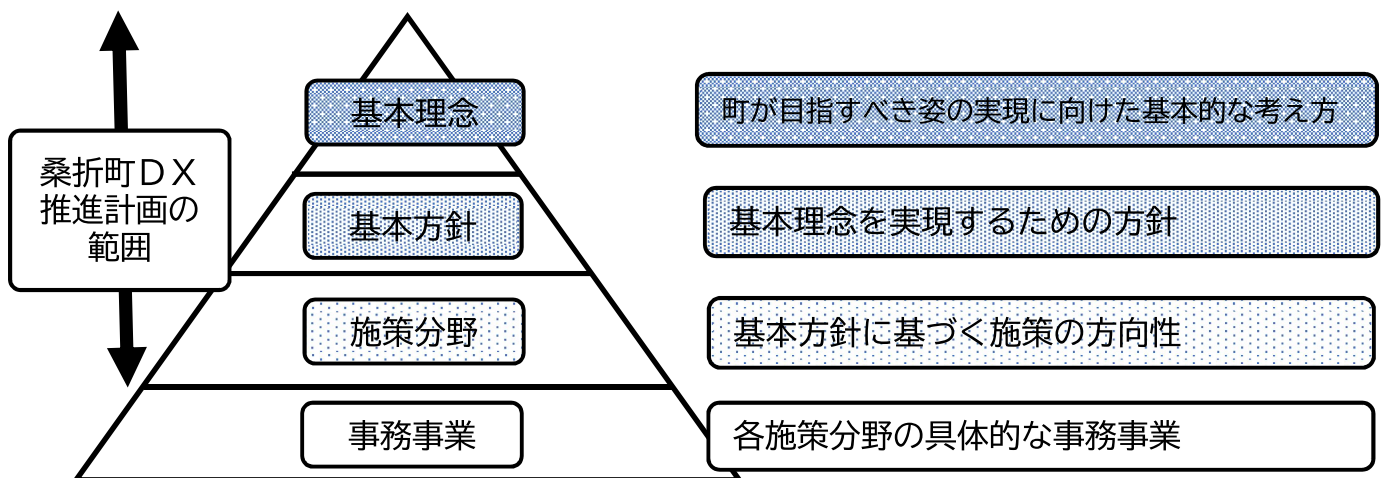
(3)施策分野・・・基本方針に基づく具体的な事務事業を分野別にまとめたもの。

○本計画ではここまでを定めるものとします。

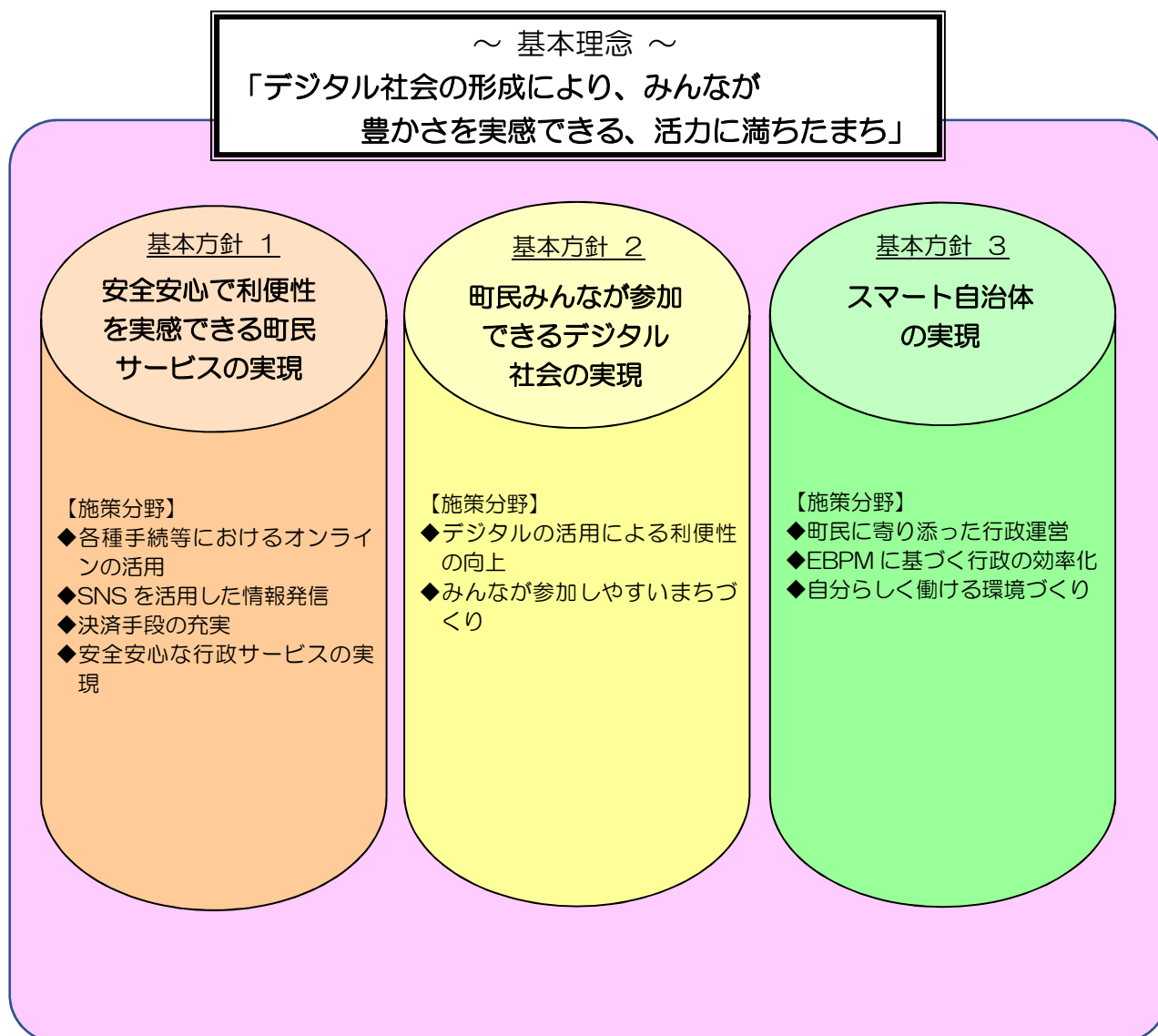
(4)事務事業・・・個別施策の方向性に基づき個々の事務事業を示すもの。

○具体的な事務事業に関しては「桑折町DX推進計画実施計画」を別に定め、PDCA※により、進捗状況を管理します。

図7 計画のイメージ図



2 桑折町DX推進計画体系図



Ⅳ 施策の展開

1 【基本方針1 安全安心で利便性を実感できる町民サービスの実現】

・施策分野(1) 各種手続等におけるオンラインの活用

(現状等)

マイナンバーカードは、オンラインで確実、かつ、安全に本人確認ができ、拡張性と利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

国は自治体DX推進計画において地方自治体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として27の業務を示しており、令和4年度末までにマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするよう方針を定めています。

本町はマイナンバーカードの発行に力を入れた結果、交付率は全国の町村でも上位に位置しており、マイナンバーカードを活用した住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類のコンビニ交付サービスを実施しています。

マイナンバーカードを要しないオンライン手続については、地方税申告手続と図書の予約を実施していますが、町民の利便性向上のためには更なる手続きメニューの充実が必要です。

また、乳幼児健診にWeb会議システムを活用しており、今後、他の分野においてもこのような新しい生活様式に沿った相談体制の活用が期待されます。

(取組内容)

国が示す27の行政手続の他、各部署においても、町民が生活に関連した手続のために役場まで足を運ばず自宅から申請できる仕組み作りに取り組みます。

また、Web会議システムについても各種相談などの際に活用できるよう仕組み作りに取り組みます。

行政手続のオンライン化に関しては、マイナンバーカードによる本人認証が必要な手続もあるため、引き続きマイナンバーカードの普及促進とカードを使用したサービスの充実に取り組みます。

・施策分野(2) SNSを活用した情報発信

(現状等)

町の情報発信については、ホームページを中心に、Facebook、Twitter、YouTubeなどのSNSを活用しています。特にSNSは、プッシュ型※の情報発信方法であるため、迅速な情報発信が可能であることから、災害など緊急時における重要な情報伝達に適しています。

また、町内外を問わず情報発信が可能であるため、桑折町の「今」を知ってもらうためにより効果的な活用方法を調査研究する必要があります。

（取組内容）

ホームページやＳＮＳなどを最大限に利用した情報発信にあたり、高齢者や障害者であっても誰もが利用しやすいようアクセシビリティ（利用しやすさ）をさらに高めています。

また、シティプロモーション及び関係人口の増加に向け、迅速で効果的な情報発信、町をＰＲするための動画配信など、各ＳＮＳサービスの特徴を活かしながら、町の情報発信を進めます。

・施策分野(3) 決済手段の充実

（現状等）

各種税金の支払や住民票などの交付手数料など町の決済については、主に現金、もしくは町指定金融機関による口座振替となっております。

平成 29 年 4 月からコンビニエンスストアでの各種町税の支払いが可能となり、利便性が向上しましたが、近年はクレジット決済や電子決済サービスなどのキャッシュレス決済の需要が高まっています。

（取組内容）

クレジット決済やスマートフォンでの電子決済サービスなどのキャッシュレス決済は、オンライン手続の推進に不可欠なものとなっています。また、現金を取り扱わないキャッシュレス決済が進むことで、集計作業の効率化も図れることから、各種町税や証明書の納付はもとより、水道料金、公共施設使用料などの各種支払いにおいてもキャッシュレス決済の導入を進めます。

・施策分野(4) 安全安心な行政サービスの実現

（現状等）

町では、情報セキュリティ対策に万全を期すため、国、県と連携し、平成 27（2015）年度にいわゆる「三層の対策」により抜本的強化を図ってきましたが、総務省は令和 2（2020）年度に行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、より一層セキュリティ対策を強化しています。

町が管理保有する情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。近年は情報資産を狙った不正アクセスも増加していることから、町民の生命、財産、プライバシーなどを守れるよう、引き続き情報セキュリティ対策の強化が必要です。

(取組内容)

平成 29 (2017) 年から福島県及び県内市町村などが共同で運用している「福島県自治体情報セキュリティクラウド」については、令和 4 (2022) 年度から、東北及び新潟県の 7 県が共同で、よりセキュリティレベルが高い民間のクラウドに切り替わっており、これらの活用を含め、今後も引き続き県と共同でセキュリティ対策に取り組めます。

また、桑折町情報セキュリティポリシーについては、町民の個人情報やプライバシー保護のため、国が示すガイドラインに基づいて改定し、サイバーセキュリティ対策で安全性を強化し、デジタル利用の不安を低減する取り組みを進めます。

さらに、セキュリティ対策の強化については、重要情報を取り扱う職員の意識改革が欠かせないため、e ラーニング※や、外部からの講師派遣による研修などにより、職員の人材育成と情報リテラシーの向上に向けて取り組みを進めます。

2【基本方針 2 町民みんなが参加できるデジタル社会の実現】

・施策分野(1) デジタルの活用による利便性の向上

(現状等)

インターネット利用率については、図 2 にあるとおり、70 歳以上の世代で大きく下がる傾向にあります。これまで町では、高齢者を対象としたパソコン、タブレット教室を開催していますが、今後、ICT の利活用はさらに進展していくことから、利用が可能な町民とそうでない町民との格差（デジタルデバイド※）に十分配慮しながら、デジタル技術を最大限に活用した地域社会・経済の活性化と豊かな生活を実現する必要があります。

また、ICT の導入・活用により様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されることから、先進地における導入事例などを参考に、本町の現状に合った施策の導入を進めていく必要があります。

(取組内容)

町は、ICT の活用により、交流人口及び、関係人口の増加や地域経済の活性化につなげていくとともに、子どもから高齢者まで、町民みんなが快適に暮らせるデジタル社会の構築に向け、以下の各種取り組みを推進します。

教育分野については、GIGA スクール構想※に基づき、既に小・中学校で 1 人 1 台タブレットが導入されているため、これらを最大限に活用し、情報処理能力の強化に取り組めます。

また、高齢者に対しては、デジタルデバイドの解消に向けて、今後もパソコン、タブレット教室の開催を継続するほか、国の支援事業を活用し、デジタル活用支援員などを配置し、支援体制の強化に努めます。

産業分野においては、キャッシュレス決済の普及などデジタル技術を活用した利便性向

上、サテライトオフィスの環境整備などによる新規ビジネスの創出を図ります。

さらには、農業分野においても、より効果的な有害鳥獣対策はもとより、ＩＣＴ機器を活用したスマート農業※の実現に向け、調査研究に取り組みます。

・施策分野(2) みんなが参加しやすいまちづくり

(現状等)

広聴は、町民意見やニーズを的確に把握し施策に反映させる上で大変重要であり、ＩＣＴの普及などにより、その機会、手段は多様化しています。まちづくり懇談会参加者数の減少や固定化、ご意見箱利用件数が低迷している状況にあることから、今後は、ＳＮＳはもとより、ＬＩＮＥの活用などデジタル技術を活用した新たな仕組みづくりが求められています。

また、国は、「官民データ活用推進基本法」を公布し、国民や企業が、国や自治体が保有する官民データをオープンデータとして容易に利用できるよう整備を求めており、町は、福島県と連携して福島県オープンデータライブラリ内の「帰還支援アプリ」に町内の公共施設などのデータを公開しています。

(取組内容)

まちづくり懇談会や町民ご意見箱、各種アンケート調査など、これまでの広聴活動のほか、ＳＮＳの活用や若者を対象としたオンライン懇談会など新たな手法を導入し、町民とのコミュニケーション強化を図っていきます。

オープンデータの整備については、様々な主体が容易に活用できるよう、今後は、国が策定する「推奨データセット※」への対応を図っていきます。

また、まちに関する各種情報データなどについては、行政のみならず、町民も活用できるよう、デジタル化に努めていきます。

3【基本方針3 スマート自治体の実現】

・施策分野(1) 町民に寄り添った行政運営

(現状等)

町職員数は減少傾向にある一方で、行政への需要は多様化・複雑化しています。

本格的な人口減少社会を迎えることから、人的資源については、本来注力すべき「職員」でなければならない業務に専念できるよう、業務のあり方、体制を刷新する必要があります。

ＡＩ・ＲＰＡなどのデジタル技術は、業務を改善する有力なツールであるため、町では令和3(2021)年度にふくしまＩＣＴ利活用推進協議会が設けるＩＣＴアドバイザー市町村派遣事業を活用し、「業務の見える化」や課題分析を行った結果、各種行政手続においてＡＩ-ＯＣＲ※やＲＰＡを活用することで4割程度作業時間を削減できると示されました。

(取組内容)

A I・R P Aなどデジタル技術活用やシステム間の情報連携により、データ入力や確認作業など事務作業に係る職員負担を低減化し、町民の相談や地域とのコミュニケーション、社会情勢に適応した企画立案などの「職員」でなければならない業務に専念できる環境の整備を図っていきます。

また、災害から速やかな生活再建に資するため、内閣府で構築中の「クラウド型被災者支援システム」などあらゆる分野において、利便性が向上するシステム導入の検討を進めます。

さらに、全国的な水道のスマートメーター※の普及状況を注視し、費用対効果を試算しながら導入について検討を進めます。

・施策分野(2) E B P M※に基づく行政の効率化

(現状等)

これまで、町では「R E S A S※」や「e - S t a t※」など、デジタル統計を活用、分析することで、仙台圏からの人の流れをより強固にするための各種シティプロモーション事業などを行ってきました。

地方公共団体は、地方自治法において「住民の福祉の増進に務めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされていることから、町は限られた財源を効果的に活用できるよう、実施する施策が統計データや各種指標など、客観的な根拠や証拠に基づくものでなければなりません。

(取組内容)

限られた資源を有効に活用するため、町が保有するデータやR E S A Sなど外部が提供する最新のデジタルデータを利用しながら、情報を正確に分析します。

また、あらゆるものをデータとして整備・管理を行い、実効性の高い政策立案や行政効率化・高度化を図っていきます。

・施策分野(3) 自分らしく働ける環境づくり

(現状等)

新型コロナウイルスの感染症拡大対策については、職員間の感染拡大を未然に防ぐため、サテライト勤務を実施しました。また、「新しい生活様式」に基づきW e b会議の需要が高まったことから、W e b会議専用端末の導入など環境の構築を図ってきました。

職員の出退勤や休暇などの申請についてはシステム化され、パソコン上で管理、電子決裁を実施していますが、文書管理システムや財務会計システムについては、電子決裁の実施までは至っていない状況です。

(取組内容)

町は働き方改革の推進など、社会状況に合った職員が自分らしく働くことができる環境を整備する必要があります。

国も推奨しているテレワークに関しては、通勤に伴う感染症り患や通勤災害リスクの軽減につながるだけでなく、介護、育児を抱える職員の働き方改革にも寄与できるため、導入するとともに、あり方についても調査研究を続けていきます。

また、各種システムの電子決裁化やペーパーレス化の取組みはテレワークの推進だけでなくBPRにも寄与するため、これらの取組を推進します。

さらには、町が保有する情報はデータ連携により、より高い正確性の担保や利便性の向上が期待できるため、さらなる電子化の推進とシステム連携の強化を図ります。

V 推進体制

1 推進体制

本町の置かれている状況や社会情勢の急激な変化、さらにはデジタル技術の急速な進展を考慮し、効果的にD Xを推し進めるためには、全庁的・横断的に連携することが必要不可欠です。従って、本町のD Xの推進をより着実に進め、最適な方法で実施するために、副町長を本部長及びC I O※（最高情報統括責任者）とする「桑折町デジタル・トランスフォーメーション推進本部（以下「推進本部」という。）」を令和3（2021）年に新たに設置しました。

推進本部では本町の情報施策の基本的な方針を定めるとともに、全庁的な情報化施策の推進を図ります。

また、推進本部の下に、必要な事項の調査や研究をするための実務をベースとした検討部会を設置するなど、柔軟な体制づくりを行います。

なお、本計画の進捗管理にあたっては、P D C Aサイクルによる見直しを図り、実効性を高めていきます。

2 D X施策の展開

本計画に掲げた3つの基本方針に基づく施策分野を実現するための事務事業については今後、実施計画を策定し、実施計画において事務事業を定め、各事務事業の進捗及び効果に関する評価や分析を行い、適時改善を図ります。

なお、桑折町D X推進本部が実施計画の進行管理を行います。



VI 用 語 集

索引	用語	解説
A	A I	Artificial Intelligence の略で、人間の知能を再現することを目的に開発されたソフトウェア（人工知能）のこと。
	A I - O C R	Artificial Intelligence Optical Character Reader の略で、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。
B	B P R	Business Process Re-engineering の略で、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。
C	C I O	Chief Information Officer の略で、最高情報責任者のこと。
D	D X	Digital Transformation の略で、情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化されること。「Trans」を「x」と略し、一般的に「DX」と標記させる。
E	E B P M	Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
	e - S t a t	政府統計の総合窓口で各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上に表示できる政府統計のポータルサイト。
	e ラーニング	Electronic ラーニングの略で、パソコンなどインターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。
G	G I G A スクール構 想	1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教育と最先端 ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。
I	I C T	Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
	I o T	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳され、あらゆるモノをインターネット又はネットワークに接続し、相互に情報交換をする仕組みのこと。
P	P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、これらのプロセスを循環させ、継続的に改善を進めようという概念。

索引	用語	解説
S	S N S	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制コミュニティサービスのこと。
	S o c i e t y 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
R	R P A	Robotic Process Automation の略で、人の代わりに業務をこなしてくれる自動化ツールのこと。
	R E S A S	Regional Economy Society Analyzing System（地域経済分析システム）の略、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房が提供している。
お	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネットなどを通じて容易に利用（加工、編集、再配布など）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 1 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。 2 機械判読に適したもの。 3 無償で利用できるもの。
か	官民データ活用推進基本法	国、自治体、その他の事業者が利用するデータの活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することで、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現することを目的に制定された法律。
き	キャッシュレス	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。
さ	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模オフィスのことで、主に都市型・郊外型・地方型の3種類がある。
し	自治体戦略 2040 構想研究会	65 歳以上の高齢者が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題について研究するために総務省が主催する研究会。
	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	総務省が「デジタル・ガバメント実行計画」において自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策などを取りまとめた計画。
	情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。

索引	用語	解説
す	推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマットなどを取りまとめたもの。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業。
	スマートメーター	通信機能を備えたメーターで使用量データを自動で検針することができる。
た	第5世代移動通信システム（5G）	次世代の通信規格であり、高速・大容量、超高信頼・低遅延、多数同時接続が特徴。
て	デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。
	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方などについて政府の方針を示したもの。
	デジタルデバイド	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	テレワーク	ICTを活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
は	パンデミック	世界的な流行病のこと。または、ある病気が世界的に流行すること。
ふ	プッシュ型	SNSの伝達方法の一つで情報提供者のタイミングで発信した情報を相手に届ける方法。
へ	ペーパーレス化	紙で運用されていた文書・資料を電子化して、業務効率改善やコスト削減を図ること。
む	無線LAN	無線のLocal Area Networkの略で、同一の敷地または建物内などに構築された無線のネットワーク。
も	モバイルワーク	テレワークの一つで、移動中などいつでもどこでも業務可能な可動性がある働き方のこと。